

昭和五十一年総理府令第六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
別表第三の三第二十四号に規定する有機塩
素化合物を定める省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭
和四十六年政令第三百号）別表の九の項の規定に
基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
令別表の九の項に規定する有機塩素化合物を定め
る総理府令を次のように定める。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
（昭和四十六年政令第三百号）別表第三の三第
二十四号の環境省令で定める有機塩素化合物
は、次のとおりとする。

- 一 ポリジクロロブタジエン
- 二 ポリプロピレン塩素化物
- 三 ポリブタジエン塩素化物

附 則

この府令は、昭和五十一年三月一日から施行
する。

附 則 （昭和五十二年三月一四日総理府令
第三号）

この府令は、昭和五十二年三月十五日から施
行する。

附 則 （平成四年七月三日総理府令第三
九号）

この府令は、平成四年七月四日から施行す
る。

附 則 （平成七年一〇月二日総理府令第
五十一号）

この府令は、廃棄物の処理及び清掃に関する
法律施行令等の一部を改正する政令の施行の日
（平成八年一月一日）から施行する。

附 則 （平成一二年八月一四日総理府令
第九四号）

1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律
（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平
成十三年一月六日）から施行する。

2 この府令の施行の日の前日において従前の環
境庁の臨時水俣病認定審査会の委員である者の
任期は、第一条の規定による廃止前の臨時水俣
病認定審査会の組織等に関する総理府令第二条
の規定にかかわらず、その日に満了する。